

# 豊洲ぐるりドッグラン 会員登録について

当公園のドッグランは、会員登録制です。

必ず利用規約を読んでいただき、ご同意される場合はホームページから事前登録をお願い致します。会員証のお渡しはパークセンターにて行います。

ご利用の際は、必ず会員証が見えるように携行してご利用下さい。

## ★登録に必要なもの

当該年度の狂犬病予防注射済票 (×紙) の現物



プレートのデザインやリボンなど、形状は自治体によって異なります。

## ★受付できないもの

当該年度の狂犬病予防注射済票以外の如何なるもの

例) 狂犬病予防注射接種済証、犬鑑札 (マイクロチップ)、ワクチン接種証明書 等



狂犬病予防注射済証



犬鑑札



①の現物の写し

注射済票は保健所にて狂犬病予防注射済を登録して交付される物であり、このことを証明するための標識です。お持ちでないほか、写真等では真正性を確認できないため如何なる理由でも受付できません。

また、予防注射猶予証明書、ワクチン接種証明書等も他の利用者様の安全性確保のため受付できません。

## ★登録手続きフロー

ホームページにて事前登録フォームを記入



豊洲ぐるりパークセンターより登録完了メールを受信



狂犬病予防接種済票の現物を持ってパークセンターにて会員証の受渡し



ご利用開始

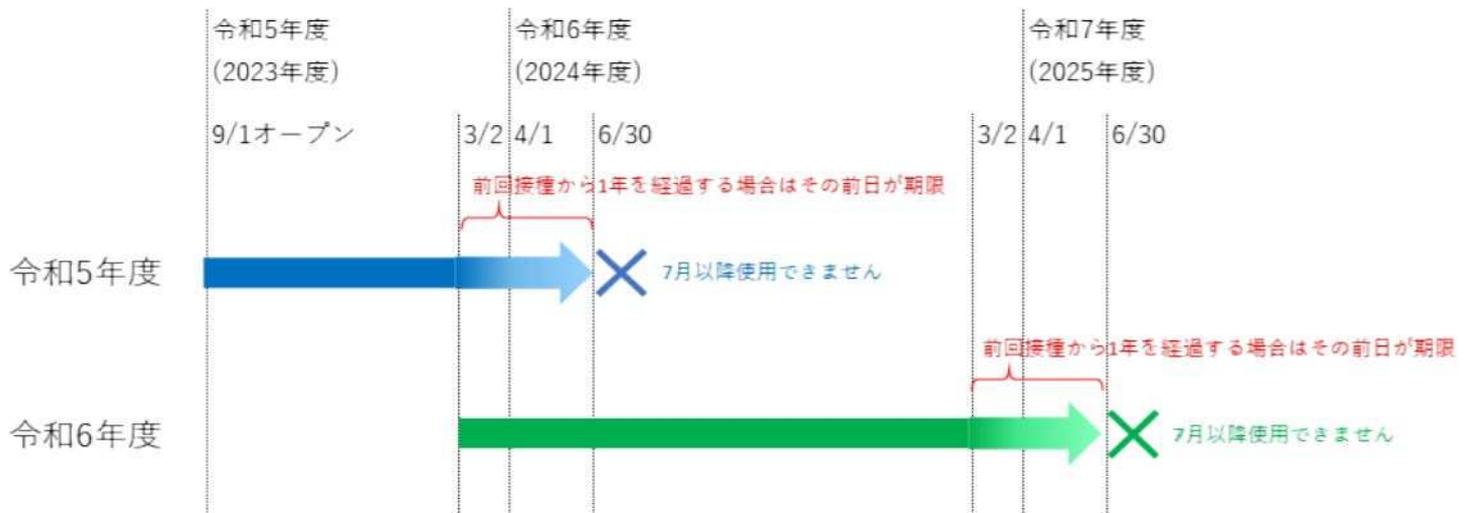
# ⚠️ 必ず確認してください ⚠️

## ★会員証の申込期間と有効期限について

厚生労働省の推奨する4月から6月の間に狂犬病予防注射を済ませて頂きご利用ください。

自動更新はされませんので、既に会員の方も年度ごとに新たにホームページよりご登録をお願いいたします。

令和6年度の登録は3月2日から開始いたします。



### ① 令和5年度の会員登録をご希望の方

有効期限は令和6年6月30日までとなりますが、それまでの期間に令和6年度の狂犬病予防注射を受ける予定がない方は、令和5年度の新規登録が可能です。ご希望される方はホームページからお手続きをお願いいたします。

但し、上記日付までに前回接種から1年を経過する場合は、その前日が期限となります。引き続きご利用されたい方は、令和6年度の登録が新たに必要となります。

### ② 令和6年度の会員登録をご希望の方

厚生労働省の推奨する4月から6月の間に令和6年度の狂犬病予防注射を済ませた方は、注射済プレートの交付も受けた上でホームページからお手続きをお願いいたします。

有効期限は令和7年6月30日までとなります。

令和5年度のカードをお持ちの方は、令和6年6月30日まで有効ですが、上記日付までに前回接種から1年を経過する場合は、その前日が期限となります。

施設内での利用者間のトラブルは、利用規約に従い当事者同士で解決してください。同規約に反する行為を見つけた場合は登録を抹消することがあります。

〈お問合せ〉 豊洲ぐるりパークセンター 03-3520-8819 (9:00 ~ 17:00)



登録はHPから